道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和 ８ 年 11 月 ４ 日

岩 手 県 警 察 本 部 長

１　聴聞の期日

令和 ８ 年 11 月 11 日　午前 11 時 00 分

２　聴聞の場所

盛岡市内丸８番10号　岩手県警察本部２階　聴聞室